

秩父大宮の都市形成と商業の変遷

川崎俊郎・山澤 学・河野敬一

I はじめに

秩父大宮¹⁾は秩父盆地東部の荒川右岸の河岸段丘上に立地する。南北約2.5km、東西約1.5kmの南北に長い市街地を形成している。秩父大宮は荒川に沿って下流の寄居から関東平野に出る交通路と、定峰峠や正丸峠を越えて小川・飯能に至る交通路が交差している。人馬交通が主であった時代には峠越えの交通路が利用されていた。

近世を通じて秩父大宮には毎月1・6の日に市が設けられ、妙見社の祭礼日にはこれとは別に祭市が開かれた。また、近世の中期、少なくとも元禄期以降には他国出身の商人が定着し、様々な商業活動に携わっていた。現在でも秩父大宮で営業している矢尾百貨店は、近江出身の矢尾家の系譜を引く。

ところで、秩父大宮が現在のように秩父盆地を統括する中心地になるまでには、歴史的にいくつかの転機を経てきた。少なくとも近世における市の成立と変質、絹を中心とした商品流通の拡大と他国商人の参入、近代以降の生糸貿易の開始と絹織物に代わる秩父銘仙の登場などが歴史的な転機となったと考えられる²⁾。さらに近代以降には、郡役所や裁判所といった行政機関の設置、鉄道やセメント工場の進出などが、大きな影響を与えた³⁾。

本報告ではこれらの点に留意して、秩父大宮がどのような過程を経て、秩父盆地での中心的市街となったのか、中心機能の重要な一側面である商業機能の変遷に注目しながら、その実態について基礎的な考察を進めたい。

II 近世大宮町と商業活動

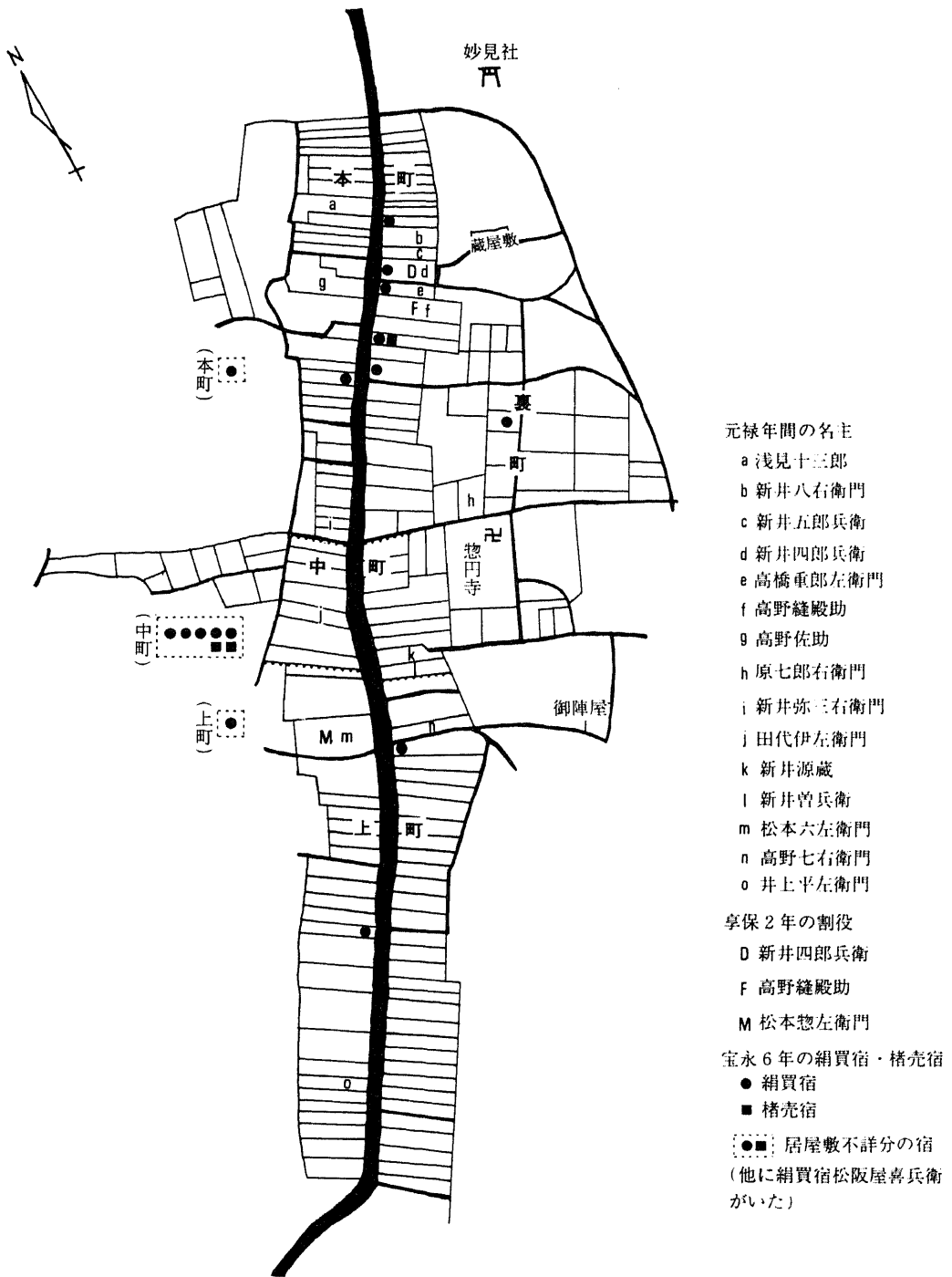
1) 近世期大宮郷の町と市

近世の秩父大宮の町は本町(下町)・中町・上町の3町より成り、大宮郷の中核をなす集落であった⁴⁾。

近世初頭の大宮の町を推測させる史料には、天正20年(1592)9月の武光名大宮妙見大菩薩御社檀一字造立時の棟札がある⁵⁾。これには大宮の「町」人が願主や奉行として名を連ねている。具体的には麓立願主河田備前守・町太郎新井三郎左衛門尉・河田主膳首・材木奉行黒崎隼人佐・河田五郎左衛門尉・河野圖書助・阿佐美庄左衛門尉・作事奉行市河二郎右衛門尉である。新井・阿佐美(浅見)・市河の姓は現在でも本町に見られる。とくに、新井家は棟札の中に「町太郎」という「町」の頭役として確認できる。

では、元禄3年(1690)の絵図⁶⁾には、これらの「町」人はどのようにあらわれてくるだろうか。当時大宮郷には17名の名主がいたが、中村の井上半左衛門・宮地の関根四郎左衛門を除く15名が、3町内に屋敷を所有していた(第1図)。そのうち、新井・浅見姓は天正の棟札の新井三郎左衛門尉・阿佐美庄左衛門尉の系譜を引く家であり、そのほか、高野・高橋・原の本家筋も本町に集中していた。大宮郷には名主の中から割役という大宮郷組合村を管轄する職が置かれていたが、その中でも新井家の本家筋が含まれ、世襲していた⁷⁾。

これらの町の重立ちについて、延享2年(1745)に「由緒書」⁸⁾が作成されている。この「由緒書」には、近世初頭の大宮の町衆と考えられる「妙見十騎ノ士」についての記述がある。その中には天正の棟札の「町太郎」新井家の存在が確認でき、ある程度信憑性があると思われる。「妙見十騎ノ士」のうち、本町の新井・高野・高橋、宮地の関根、中村の井上、居所不詳の志田の6家は「当所ノ地主」であった。新井家や、高野・高橋家は割役や名主を勤めた家であった。なかでも新井家は



第1図 元禄期の秩父大宮の町

(「元禄絵図」を原図に、同絵図裏書、松本家文書「御用日記」および宝永6年市掟より作成)

町衆の会所を取り立てたと記されている。これらのことから、天正20年の武光名大宮の「町」は本町を指していたと考えられる。したがって、本町は新井家を町太郎とする町衆によって運営され、新井家をはじめする町衆から大宮郷の割役・名主が取り上げられたと考えられる⁹⁾。

ところで、上町に住み、割役・名主を勤めた松本家は天正の棟札や「由緒書」には名前がみられず、戦国期の町衆には含まれなかったと思われるが、遅くとも寛文10年(1670)には高野・新井家と並んで町の重立ちの一人として割役に任命されていた¹⁰⁾。上町は「由緒書」では「新田」と称されており、本・中町とは起源の異なる町であると思われ、その町立てに関与したのが松本家である可能性が高い。同家は延宝7年(1679)の酒造株改時に造高を79.1石とされ、酒造を行っていた。元禄12年(1699)時点では大宮郷内で長太夫(35.5石)、市郎兵衛(29.65石)につぐ15.85石の造高をもっていた¹¹⁾。松本家は家業の面においても大宮町の中で有力な立場にあったと考えられる。

ただし、上町及び中町の町立ての時期については現在のところ近世初頭としか推定し得ない。

この3町を通る街路上に寛文4年以前の天領の時期に、1・6の日を市日とする六斎市が立てられた¹²⁾。また、妙見社の年間3度の神事、すなわち、2月3日の御田植の式・8月23日の青穀の神祭・11月3～6日の大祭には六斎市と別に祭市が立てられた¹³⁾。このうち11月の祭市は大市と呼ばれ、遠くは京・上方まで聞こえ、上野・下野・信濃・尾張・江戸などからも商人が入りこんでいたといわれる。また、これらの市日には、秩父盆地において重要な商品であった絹・横麻¹⁴⁾を扱う絹市が早朝に開かれていた。大市も絹大市として名高かった。そして、絹市の終了後に、大宮郷の特産である煙草・黒大豆や、糸、麻、荏、楮の他、秩父盆地の外部より移入された米、水油、塩、肴(魚)などが取引されていた。また、柿、梨¹⁵⁾なども商品として流通していた。これらの商品の中には、例えば肴のように、市の営業権と考えられる「庭」において商われるものがあつた。市日

に本家(本屋)の持ち分の「庭」に特定の商品を扱う見世が立ち、商売が行われていた。市の商人は、口銭を払って「庭」を借り、そこに見世を出していたと推測される¹⁶⁾。

では、これらの市はどのようにして開かれていたのであろうか。宝永6年(1709)3月10日に、割役や名主である町の年寄11名が、市の絹買宿17名・かそ(楮)売宿3名と町通りの長百姓13名の立ち合いの上で定めた市掟がある¹⁷⁾。その第1・2条には、大宮町の市の秩序が乱れていることから、「廿六日之町」より市場ごとに市立てしたい旨の申し出があり、市を主導してきた年寄が市を従来通りの秩序にすべく市掟を定めた経緯が記されている。また、第3条以下では市の具体的な差配について記されている。

- 一、絹市之事、朝五ツ時市場出、売買可致之事、尤うちニ而売買申事無用、若売買候ハ其絹定使方へ取上候様ニ相談申付候、右之絹売手買手両損
- 一、絹買之儀、ゆたん沓ツニ錢五文ツ、定使方へ毎市宿之面々より相心得可渡之筈、相談相定候、并当地せり(糶)共ニ絹買ニ出候分ハ五文宛可出候
- 一、かそ(楮)之儀ハ先年之通其市場市場ニ而売買仕候筈ニ相談相定申候

絹市場之覚

朔日	喜左衛門台ノ方
六日	喜兵衛台ノ方
十一日	五郎兵衛台ノ方
十六日	源蔵台ノ方
廿一日	甚助台ノ方
廿六日	所左衛門台ノ方

絹と楮の取引について、刻限や売買方法・場所、口銭・違反時の料金の額などが決められているほか、市場において実際に商人差配を行っていた定使¹⁸⁾の存在がうかがえる。市はこの市場割で定められた市日・市場で開かれた。絹の場合、絹買宿は百姓が織り出した絹を集荷し、その絹を絹市場で絹買商人と取引した。その際には「うち」、

つまり、個々の本家の屋敷内や「庭」での商いは禁じられ、露天において取引が行われた。取引が成立した場合は口銭として「ゆたん」一つにつき銭5文ずつを絹買宿から定使に、また、当地のせり共を介して絹を買った場合にはせり共にも5文ずつ渡す仕組みになっていた。

ここで注目したいのは市場割の記事である。絹買宿・楮売宿は本町と中町に多く、絹・楮に関しては本・中町に商業の中心があったといえる(第1図)。これに対して、「絹市」をはじめ大宮の市は町を6つの市場に割り振り、月に6日の市日ごとにその定められた市場に均等に商人が回って行く形態がとられていた。享保元年(1716)「今度御巡見様方御通ニ付三沢村・大宮へ寄人馬其外御用控」によると、それらの市日に因み、上町は朔日町と廿六日町の上式町、中町は六日町と十六日町の中式町、本町は十一日町と廿一日町の下(本)式町とも称されていた。

このように、秩父大宮の町は、妙見社門前の本町では戦国期の系譜を引く新井家を町太郎とした町衆が、また、上町では酒造などの家業により有力となったと考えられる松本家を中心となっていた。これらの町の重立ちにより市場割がなされ、それぞれの市場において、重立ちが任じた定使により差配されながら商業取引が行われた。中でも秩父絹が最も重要な商品で、その取引が盛んに行われていた。

2) 近世中・後期の商業と商人

一市の変質を中心に

秩父大宮の町には、元禄年間(1688~1704)より他国商人が参入し、定着し始めた。名主松本惣兵衛家の正徳元年(1711)「店宗旨手形下帳」によると、惣兵衛組内の店借は7名おり、そのうち4名が忍藩秩父領内の村、3名はそれぞれ江戸銀町・勢州山田村(現、三重県伊勢市山田)・同多気村(現、同県美杉村多気)出身であり、店を借り始めたのはいずれも元禄年間以降であった。現在、中町で薬局・金物店を商う片山家も伊勢商人の出で、元禄年間より大宮において薬種業をはじめて

いた。「元禄絵図」にも町通りの屋敷地に母屋の他に長屋のような建物が散見され、また、屋敷地が裏通りにまで広がり、本町東側には「裏町」がみられる。既に元禄期には大宮町の規模・商業の拡大が始まりつつあったと考えられる。

延享3年(1746)「此度御巡見付控」によると、3町内には町家数160軒に対して、店借が51人も存在していた。このような他国商人の一人が近江国日野(現、滋賀県日野町)出身の升屋利兵衛(矢尾喜兵衛)である。初代喜兵衛は寛延2年(1749)8月に割役松本惣左衛門の店借となり、同家より酒株を借り請けて酒造を始めた。その後、寛政2年(1790)に2代喜兵衛が松本家より酒株を正式に譲渡され、また、後述するように、質屋・萬商などに商業活動を拡大させていった。

これらの店借は、穀屋・絹糶商人・紺屋・酒屋・質屋などが同業種で結成していた仲間にも加わっていた。酒屋の場合、寛政8年(1796)の「酒造道具御改ニ付御見分之上御極印奉請書上控帳」¹⁹⁾によると、忍藩代官田沼弥左衛門が郷内の酒屋を見分した際に、松本家店借升屋利兵衛が郷中の「酒屋共」の惣代である「酒屋常番」の一人として代官への賄を儉約すべき旨を通達されている。このように店借には諸職業の仲間の惣代を勤める者もあり、同業種の本家と店借の間では権利・義務に格差はみられず、経済的には実質上本家に並ぶ存在ともなり得た。

また、店借の商いは文政10年(1827)の名主与兵衛組分「農商職人等調帳」²⁰⁾からもうかがい知ることができる。これは文政改革時の農間渡世調査の記録であり、「店借・地借」の商売として、売薬・種物、呉服万小商、とうふ商、八百屋、指物、屋根屋、木賃宿、まんじゅう商、髪結、古道具卸商など、多様な業種が書き上げられている。秩父大宮における商業活動は、他国・他所商人と考えられる「店借・地借」によって支えられる側面があった。

次に、他国商人の現れ始める時期の商品流通の動きを絹取引からみていこう。江戸の呉服問屋は、享保期頃から大宮町の市を通じて絹を集荷するよ

うになった²¹⁾。絹大市の絹買方商人の売買取代金の書付と江戸呉服問屋の書上に記された商人名を第1表に挙げる。絹買方商人の中には、越後屋・白木屋・大丸屋などの江戸問屋と取引する買継商人が含まれていた。時代が下ると、下吉田(現、

吉田町下吉田)において大丸屋と取引していた絹買継商肥土伊左衛門や他国商人の店借升屋利兵衛などもみられた。江戸の呉服問屋は特定の買継商人を通じて絹の仕入れを行い、絹買継商人は呉服問屋から資金の前貸をうけ、手代を使って絹を買

第1表 近世中・後期大宮郷における絹買方商人

享保16 (1731)	宝暦11 (1760)	明和9 (1772)	安永5 * (1776)	安永5 (1776)	安永7 (1778)	安永8 (1779)	寛政2 * (1790)	文化2 (1805)	文化4 * (1807)
平右衛門 丸屋又四郎 養宜 清右衛門 藤左衛門 忠次郎		別所 清右衛門	久保市郎兵衛						
柿原 喜右衛門 井上惣兵衛		江戸品川町 葛原 万蔵	本庄万蔵 大森竹右衛門		大森喜右衛門			[於、次郎兵衛方]	万兵衛
		中町 藤右衛門	白木屋買宿 井上藤右衛門 大丸屋買宿 井上治右衛門						
庄七	久七	中町 太郎兵衛	伊勢屋 若田太郎兵衛						
		太郎兵衛 源右衛門 惣右衛門 権右衛門 長							
		伊右衛門 (越後屋買宿 新井) 平次右衛門						越後屋 今井重右衛門 [於、次郎兵衛方]	
		六右衛門	中 六右衛門						
		伊左衛門	高野伊左衛門					[於、次郎兵衛方]	高野八郎兵衛
		中町 喜七							
		中町 孫兵衛							
		上町 友四郎							
		日野田 藤兵衛		日野田 七兵衛				(升屋矢尾) 利兵衛 [於、利兵衛方]	
		宮地 勘右衛門	浅見勘右衛門		(勘左衛門)			富崎定右衛門 [於、利兵衛方]	
		上町 半兵衛	浅見惣兵衛 浅見善蔵			惣兵衛	宗兵衛		
			坂本原島 仙右衛門	伊豆蔵光軒・若木坂本原島 浅田惣四郎 京都升屋・高崎近江屋 長谷部又七		又七			
			斎藤忠右衛門 宮前左治郎	又七 忠右衛門			新井四郎兵衛 浦島庄右衛門		
								嘉右衛門 吉田 肥土伊左衛門 [於、利兵衛方]	源田七右衛門 小池吉左衛門 山口新右衛門

(松本文書「御用日記」・三井文庫編「三井事業史」本篇1・林玲子『江戸問屋仲間の研究』より作成)
注) * : 江戸・京都呉服問屋仲問書上による絹買継商人 — : 当該史料上に確認できる商人 … : 当該史料上に確認できない商人

い集め、それを飛脚などを用いて送り出していた。絹を買い集める際にも、宝暦5年(1755)の記録によると代金の支払い方法について、「絹札」による信用取引がなされるようになっていた。これは「其市日市日ニ買申候札、其市限ニ札持参仕、代金受取申」すものであり、絹市における取引が江戸呉服問屋との関係の成立により活発化したことの現われである。また、江戸以外にも、京都・伊豆・上野国高崎などの問屋との取引も行われていた。

絹取引の活発化は市の態様をも変化させた²²⁾。絹大市を見てみると、それまで11月3・4両日に限られていた市日が、宝暦13年(1763)に6日、さらに翌々年に5日が加えられ計4日間とされており、これまでの市日ではさばききれないほどに絹買宿の商業取引量が増加してきたことをうかがわせる。しかし、寛政年間(1789～1801)以降になると、絹市を通さない絹取引が増加したことなどが起因して大市における絹買高が減少傾向に移っていった²³⁾。

絹市以外の市についても変化が現れ始めた。八右衛門は、名主高野縫右衛門の持分の「庭」において、本町廿一日の市で肴見世を商っていたが、安永9年(1780)から割役高野四郎左衛門の「庭」において商うようになってしまい、縫右衛門は翌年割役松本家へ訴え出た。この訴えでは、「庭」の営業権が意味を失い、市の見世が商人の意志次第で移動していく現状が問題にされている。

また、寛政8年(1796)の触の一条に、その当時の市場の活況を窺わせる文言がある²⁴⁾。

一、市場之町内、平日ハ内見世・外見世と二並之
外商人堅指置申間敷候、尤物前市格別繁昌之せつ
は往来差障りに不相成候様中見世も立可申候

これによれば、市場では通常、屋敷内の「内見世」と「庭」の「外見世」の2列から成っていたが、それでも足りなくて「中見世」を置かなければならず、しかも、通行が出来ぬほどに商人が参集していたのである。

このように、従来の枠を越える動きは、決して絹取引だけに留まらず、その他の商品の取引にも及ぶものであった。宝暦・天明期以降、大宮の市において、商人は自らの意志で商いの場を選びはじめ、それまでの市場の秩序を消滅させつつあった。

その一方で、市に集散する商人の中に新しい動きがおこってきた。それは香具師(香具商人)の活動である。秩父盆地には、遅くとも化政期までに香具師が広汎に存在していた。秩父盆地の香具師は、香具=薬とは関係の薄い、特産の梨子・柿・青物・土物などの農間渡世の対象に近い品々を扱っていた。それらを商う香具師は4～6ヶ所の帳元が地域毎に支配する仲間を形作っていた。大宮郷は帳元の一つであったが、秩父盆地における香具師仲間の約半数が集中しており、香具師仲間支配の上でも他の帳元の村々よりも抜きん出ている²⁵⁾。

香具師仲間は文化12年(1815)3月13日に「掟」を定めている。その中で祭市の見世割について「其所之行事・世話人江立渡り指図を請、尚又仲間相談を以見世割可致事」²⁶⁾としている点に注目したい。香具師は市場における商業の場を自ら守ろうとする動きを示し、実質的に市の見世割を行うようになったのである。天保2年(1831)9月7日には割役により香具師仲間の親方たる帳元が近世前期の定使に代わり「市目付」に任命された。

一、市場之儀も前々度々被仰出も有之候処、尚又此節大ニ猥りニ相成候様ニ付、香具商人帳元と申当郷下町寅吉・丑之助其外一兩人有之候間、諸所祭市場江罷出候而も見世割等いたし、且毎年仲間会合有之、不作法之もの有之候得者已後之儀取締いたし候由ニ付、右之者共江市場差配を申付候ハ、急度行義も定り可申哉之旨申談候処、一同可然相談有之候、尤是も先ツ御陣屋へ内々申上御差図を受、尚又追而申談候答之事

「市目付」の差配は、弘化3年(1846)12月に、「市目付」の寅吉と丑之助の両名が店借と名乗りなが

ら市日にしかやってこない商人の取締りについて名主たちに伺いを立てていることから、祭市だけではなく、六斎市にも及んだと考えられる。割役は市に来る香具師仲間が市場の差配を行う新しい秩序を公認したのである。

しかし、慶応元年(1865)5月には、それまでの文政7年(1824)・天保5年(1834)の取締りにもかかわらず、「近頃私共町内(=上町)定日市立自然相減し、一統外以衰微罷成難儀次第」となったことを上町の惣代が訴え、「三町共甲乙なく市立相成候様」仰せ付けられたく願い出ている。それは市商人が本・中町に吸引されることにより、上町に入るべき口銭などの収益が他町に流れていくことを狙上に挙げたこと以外ならない。商人は上町の定日市の日に本・中町に市を立てて商うようになり、既に市は町毎に均等に開かれなくなっていた。

このように、大宮町には元禄年間以降に他国商人が参入し、絹をはじめ酒造など様々な商業を行い、定着した。その背景には江戸呉服問屋が大宮町の絹市を仕入れの場としたことが挙げられ、絹買継商が成立した。宝暦・天明期には取引に「絹札」を用いたり、絹大市の市日を倍増したりするなど買継が一層活発化していった。その一方で、宝永年間に割役・名主により市掟に表現された秩序は消滅し、市場に偏りが生じた。また、商業の内容も多様化し、同業種の仲間が結ばれるなど、専門化が進んだ。化政期に入ると、香具師仲間が市の見世割を行うという商人自身による主体的な新しい秩序が確立されていった。町の重立ちは、天保期に、従来の市掟では規制しきれない商人の動きを掌握するためにその秩序を承認しなければならなかった。

Ⅲ 近代以降の商業活動の変化と市街地の拡大

1) 明治前期の秩父大宮の商業構成

安政5年(1858)に横浜が開港場となり、生糸・蚕種が有力な輸出品となると、秩父大宮でも生糸取引を行う糸購買仲間が文久2年(1862)に成立

し、新たに糸市が組織された。その一方で、生糸の多くが輸出に回ったことから、絹織物の生産が停滞し、絹市での商取引が衰退することになった。慶応3年(1867)の大宮郷惣代の提出した霜月大祭に関する報告の中では「(前略)生糸は開港以来別段之儀に而売買繁昌致候所、却而市立衰微に而平常之市日と相変り候儀無之、諸方商売も損失いたし立帰候次第、金銀融通も不宜、土地潤助も無之、三町初一郷衰弊の姿に成り」²⁷⁾とある。幕末開港以降の絹市の衰退は、秩父大宮の商業活動に大きな影響を与えた。

明治初期の大宮郷の商工業者を明治3年(1870)の戸籍表をもとに推計した(第2表)²⁸⁾。この表に含まれている商工業者は、大宮郷全体を範囲として集計されており、これまでとりあげてきた、秩父大宮の市街地、とくに本町・中町・上町の範囲以外の商工業者も含まれている可能性が高い。また、商工業者の抜粋であるため、町場に土地や屋敷をもち、店舗などを他の商人に貸していた町人も、自身が何らかの商工業に従事していない場合には、この表には含まれていないと考えられる。ただし、戸籍表に挙げられている商工業者のかな

第2表 明治3年の秩父大宮の商業構成

食品・衣料・雑貨	萬語商(16) 小町物商(8) 桶商(6) 足袋商(3) 太物商(2)	菓子商(13) 穀物商(8) 掛酒商(5) 佃作商(3) 小商(2)	香・魚商(10) 古鉄商(7) 指物商(3) 菓種商(3) 乾物商	産物商(9) 果物商(7) 豆腐商(3) 諸種物商(2) 油商
職人	大工(8) 畳職(3) 左官 荷鞍工 菓子職 靴甲職	黒鞆(5) 鍛冶屋(3) 石工 下駄工 人師職	壁塗(4) 建具師(2) 桶工 経師屋 塗師	節職(4) 笠職(2) 砥師 夜具仕立 櫛職
サービス	酒食商(11) 按服(3) 洗濯日屋	髪結(8) 医業(3) 香具商	旅籠(6) 湯屋 水車	茶商(3) 貸本 際物商
醸造業	酒造(5)	醬油製造		
質屋・古着	質屋(7)	古着(5)		
運輸関係	荷物継立	馬喰	馬商	
楮・煙草など	楮商(3)	苧器商(2)	煙草商(2)	材木渡世
絹織物	絹商(9)	絹糸商(4)	太職商	
染料商など	染物商・紺屋(7)			
生糸・繭・蚕種	糸商(17)	蚕種商(3)	糸商(2)	

(明治3年大宮郷戸籍台帳より作成：「秩父市誌」所収)
注) 括弧内は人数を示す。またそれぞれの業種の人数は延べ人数であり、商工業者の総数とは一致しない。

りの部分が、明治後期の商工業者と一致することから、ここでは大宮郷の商工業者をもって、明治初年の秩父大宮の商工業者を代表させた。

明治3年の時点で、大宮郷の商工業者の数は279名で、その職種は80種であった。これを、明治12年(1879)の小鹿野町と比較してみると、小鹿野町は商工業者数が190名、職種は26種であり、秩父大宮を中心とした大宮郷が人数、職種の多さの面で上回っていた。とくに職種が多様であったことは、秩父大宮の都市的発達が著しかったことを示していると考えてよかろう。また、この279名の商工業者のうち、115名が店舗を借りていた「他所為稼来住」者であり、商工業者の約41%は、他国・他所出身者から成っていた²⁹⁾。この「他所為稼来住」者のなかには、その出身地が明記されているものは少ないが、近江国から5名、越後国から4名など、矢尾家のような他国商人が17名含まれていた。

業種別にみると、食料品や雑貨類など、さまざまな消費財を扱う商人が多く、萬諸商の16名を最多として、総計112名、20種を数えた。山間内陸に位置する秩父盆地では、米穀や塩・肴・乾物などは重要な移入品であり、これらを取り扱った萬諸商をはじめ、肴・魚商(10名)、穀物商(8名)、乾物商(1名)などは秩父大宮だけではなく、その後背地である秩父盆地内の村々をも商圏に含んでいた。菓子商(13名)、枡酒売(5名)や茶商(4名)など嗜好品を扱う商人や、豆腐商(3名)や佃作商(3名)など食品加工を行う商人がいたことは、秩父大宮において職人や賃労働者などの都市生活者が多く、消費生活が多様であったことを現している。

大工や壁塗、笠職人や櫛職人などの職人は21業種、44名であり、秩父大宮の市街地人口の一部を形成していた。また茶屋、酒食商といった飲食業者や旅籠、髪結の他、湯屋・按摩(腹)・貸本など娯楽を提供する様々なサービス業者も、秩父大宮の都市規模の大きさをうかがわせる。例えば、旅籠の多くは、各地から秩父大宮の絹市などに集まってきた商人が利用したほか、三峰山への参詣

者などが利用した。三峰山への参詣者などが秩父大宮に宿泊したことは、単に旅館業だけではなく、遊興・サービス業の需要も相当存在していたことを推測させる³⁰⁾。

秩父盆地からの特産品を扱った商人としては楮商がいた。楮は秩父盆地からおもに定峰峠を越えて、小川へ移出された。また、秩父盆地の主要な産物であった薪炭や材木を扱う商人は材木渡世の1名が確認できるだけである。しかし、秩父大宮の周囲には近世以来、薪炭、とくに炭の生産を行う村が多く³¹⁾、先に述べた萬商の多くが、薪炭や木工品などを扱い、薪炭も秩父大宮で取引される重要な産物の一つであったと推測できる。

明治3年の時点で、絹織物を取り扱っていた商人は9名、絹糸を扱っていた商人は4名で、そのほとんどが近世の時点で絹買継商人として活動していた。絹買継商は、文化・文政期の時点で、秩父盆地で生産されていた絹織物を買集めるだけではなく、寄居や児玉の絹市において絹の買付を行い、これを江戸の呉服商へ販売するまでになっていた³²⁾。しかし、明治2年(1869)に絹買継商の1人、福島七兵衛が質屋に転業したことにみられるように、明治初年の絹市の衰退は、絹買継商に動揺を与えた。

また、絹織物に関連した業種としては、紺屋や染物商が7名いた。天保期には機元・織元などが現れ、絹織物を専門に生産する機屋が秩父盆地の各地に成立しつつあった。製品も秩父絹と呼ばれた無地の白絹の他に柄物の縞・緋なども生産されていた³³⁾。紺屋や染物商などは、こうした絹織物生産の多様化に対応して成立した業種であった。

以上のような業種のほとんどは、近世後期にはすでに成立しており、秩父大宮の都市形成が近世中・後期から進んでいたことを改めて確認させる。

一方、幕末開港以降、輸出品として急速に商品価値を高めた生糸や繭を取り扱う商人も、秩父大宮における重要な存在であった。生糸・蚕種を扱った商人では、明治3年の時点で、糸繭商が17

名、蚕種商が3名、糸商が2名、それぞれ確認できる。糸繭商が1業種としては、秩父大宮の中で最多数であったことは、生糸価格の高騰を背景として新規参入者が多くいたことを推測させる。また、蚕種商人は明治初年から明治10年代にかけて輸出向けの蚕種を扱い、これを横浜の貿易商に出荷する貿易代理業者も現れた。

同時に、明治前期、絹市の衰退にともなって、近世からの系譜を引く秩父大宮の絹買継商は、様々な対応をみせた。第3表は明治3年の時点で絹買継に関わっていたと判断される商人が、その後どのように対応していったのかを示したものである。その内訳は、買継商から転業した者が3名、買継商を続けた者は4名、商業活動から退いた者が12名であった。

先に述べた福島七兵衛は、質屋に転業した後、内国通運会社の取引所を経営し、運輸業に進出した。福島七兵衛は交通路の改善にも積極的であって、明治14年(1881)には、秩父大宮から大野峠を

越えて、現在の都幾川村西平までの区間に、馬車交通が可能な新道を開削するよう埼玉県に建白した。同じく絹買継商であった近藤善吉も質屋を経営し、明治19年(1886)には郵便馬車事業に参加した。また、この2名と同じく絹買継商であった柿原竹三郎は、明治20年(1887)に輸出向けの生糸や羽二重を扱う秩父物産会社に参画した。この会社は羽二重の生産を行う機部・生糸部・銀行部の3部門での経営が行われた。秩父物産会社を設立したのは、質屋を経営していた宮前藤十郎であったが、社長を柿原竹三郎が、羽二重の生産を福島七兵衛が、生糸生産を宮前藤十郎が、銀行部を近藤善吉が、それぞれ担当した。こうした動きは、絹買継商が、生糸や羽二重などの輸出向け商品に対して、積極的に関与したことを示している。福島七兵衛の道路改良に対する姿勢や陸運業への参入も、秩父大宮からの商品出荷を拡大しようとする動きの一環として捉えることができる。ただ、秩父物産会社はその後、生糸や羽二重の生産を拡大

第3表 明治初年の絹買継商の動向

	明治初年の絹買継商		明治20年代～30年代の業種	備考
1	久保庄右衛門	絹・蚕種 →	—	●
2	浅見宗兵衛	絹糸商 →	—	*
3	矢尾利兵衛	萬商 →	萬商・銘仙買継商	*
4	川北善兵衛	萬商 →	—	*
5	大森喜右衛門	絹商 →	銘仙買継商	*
6	井上藤右衛門	絹商 →	—	*
7	福島七兵衛	絹・質 →	質・秩父物産会社・内国通運会社	
8	川田七兵衛	糸・絹商 →	銘仙買継商	*
9	柿原長三郎	萬商 →	銘仙買継商	柿原万蔵と改名 *
10	柿原竹三郎	絹商 →	秩父物産会社・秩父鉄道	柿原長三郎分家
11	近藤善吉	絹・質 →	質・郵便馬車・秩父物産会社	
12	吉川吉左衛門	絹糸商 →	—	
13	大森与兵衛	絹布・糸繭 →	—	大森喜右衛門分家
14	高野芳三郎	絹商 →	—	
15	小鹿原治右衛門	絹商 →	—	
16	松本政太郎	絹糸・太織 →	—	
17	井上平吉	絹商 →	—	
18	浅見伊八	絹糸商 →	—	
19	内田長三郎	絹繭商 →	—	

(明治3年大宮郷戸籍帳, 明治35年埼玉県営業便覧, 『秩父市誌』より作成)

注) —は資料に記載なしを, また*は近世において絹買継であった商家, ●は割役であった家を示す。

させることはなかった。秩父大宮全体でも輸出向け生糸は主力商品から外れ、むしろ銘仙用の玉繭糸・熨斗糸が多く扱われるようになった。

これとは別に、買継商として活動を続けていたのは、大森喜右衛門・柿原万蔵・矢尾利兵衛・川田七兵衛の4名であった。これらの買継商は比較的資金力があり、矢尾家のように酒造や質屋などいくつかの経営部門を組み合わせていた有力な商家であった³⁴⁾。また、大森・矢尾の買継商は明治初年から東京に支店を設置し、積極的に絹織物・銘仙を販売していた。しかし、こうした絹買継商のほかは、明治30年頃までには淘汰され、秩父大宮での商業活動には関わらなくなっていた。

明治初年の時点で秩父大宮は様々な商工業者が集住し、すでに都市的性格を十分に有していた。同時に幕末以降の経済変動の影響は、秩父大宮の商業構成にも影響していた。なかでも糸繭商や蚕種商の出現はそれを端的に現している。また幕末からの絹市の衰退によって、絹買継商の多くが商業活動を退いたり、転業した。明治初年から明治20年代までは時期は、秩父大宮の商業にとって大きな変動期であった。

2) 明治後期～大正期の織物業の発達と市街の拡大

秩父大宮では、近世後期にはすでに柄物の太織も一部絹市で取引されていたことから、柄物の生産量はすでにある程度水準にあったと考えられる。この柄物の生産と取引が秩父銘仙³⁵⁾の素地を形成したといえる。明治20年頃から、秩父縞・秩父銘仙が、秩父絹に代わって秩父大宮での主力商品になるにしたがって、従来の絹買継商は淘汰され、一部の買継商だけが銘仙買継商として残った。また、明治以降秩父銘仙を取り扱った織物商は、それまでの買継商とは異なる系譜の商人であり、一方で銘仙の原料となる玉糸・熨斗糸を扱う原料商を兼ねることが多かった。

こうした買継商・織物商を中心として、秩父織物組合が明治28年(1895)に結成され、さらに、明治33年(1900)に秩父織物同業者組合に改組された

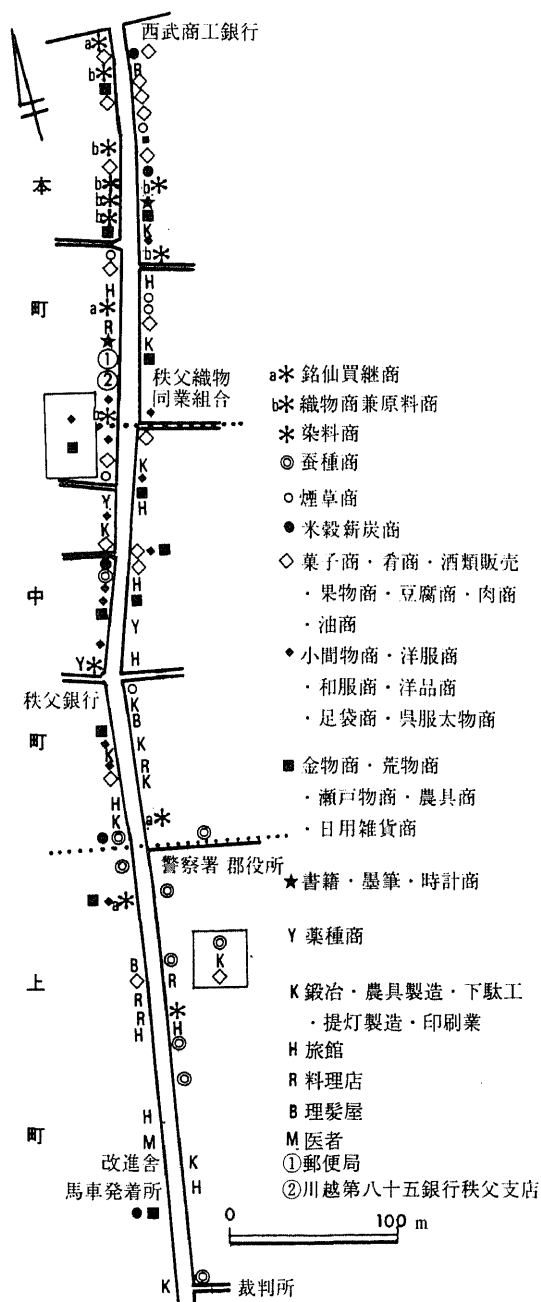
(以下織物組合と略す)。織物組合の組織を主導したのは、秩父縞・秩父銘仙の買継商であったが、秩父銘仙が玉繭糸や熨斗糸を原料とし、柄物として生産されたため、構成員は買継商だけではなく、織物商兼原料商・染色業者・染料商・織物製造業者が含まれていた。

明治30年代には秩父大宮は銘仙取引の中心地として機能するようになった。明治35年(1902)の埼玉県営業便覧には、秩父大宮の上町から宮側町までの商家が詳細に記載されている。営業便覧に記載されている範囲は、宮側町・本町・中町・上町の4町と中町・本町の横町にあたる東横町や天王通である。このうち、第2図では本町・中町・上町の範囲を示した。ただし、上町は大宮裁判所(現、浦和地方裁判所秩父支部)までの範囲で、上町のすべての範囲を示しているわけではない。

埼玉県営業便覧によれば、明治35年の秩父大宮市街は次のような商家によって構成されていた。まず秩父絹に代わった秩父縞・秩父銘仙を扱った買継商や織物商は全部で12軒を数えたが、このうち10軒は本町に集まっており、買継商地区を形成していた。煙草や薪炭といった秩父盆地の産物を扱う商家も本町・中町に集中していた。呉服や太物といった衣料品や荒物・小間物などの日用品を扱う店は中町に多く、米穀商や乾物商も似たような傾向にあった。米穀商の多くは薪炭商や煙草商、乾物商や荒物商など複数の業種を兼ねている例が多かった。

また時計・洋服や洋品といった比較的高価な商品を扱う商家や、書籍商などは本町に集まっていた。本町には川越第八十五銀行秩父支店をはじめ、秩父銀行、西武商工銀行があり、郵便局もあった。銀行や郵便局は東京をはじめとする遠隔地との商取引の際、手形決済のために積極的に利用された。とくに秩父銀行と西武商工銀行は、それぞれ有力な銘仙買継商であった大森喜右衛門と柿原万蔵が中心となって設立した銀行であり、明治後期の秩父大宮における金融業を銘仙買継商がリードしていたことがわかる。

これに対して、裁判所・郡役所・警察署といっ



第2図 明治35年の秩父大宮中心市街
(埼玉県営業便覧および聞き取りにより作成)

た行政機関が集中していたのは上町であった。旅館・旅人宿などの宿泊施設も上町に多かった。上町の中ほどにある改伸舎馬車発着所からは、当時、金崎(現、皆野町金崎)まで開通していた上武鉄道(現、秩父鉄道)金崎駅までの乗合馬車が運行された。また、秩父大宮の蚕種商人10軒のうち、7軒が上町に集まっていた。営業便覧には記載がないが、上町には機屋が多く、明治後期から大正期にかけて秩父銘仙が全国市場に流通するようになると、機屋の中には、高機などを備えた工場で秩父銘仙の生産を行うようになる者も現れた³⁶⁾。また工場が大型化するにつれて、従業員用の長屋等が設けられ、これが市街地の拡大をもたらした。

明治後期の秩父大宮は、中町・本町を中心に秩父縞・銘仙を扱う買継商や米穀・薪炭商などが集中し、銀行や郵便局も含めて商業活動の中心であったのに対して、上町は旅館業や陸運業者が多く、郡役所・警察署といった行政機関が集まり、市街の機能分化がみられた。

大正3年(1914)に上武鉄道が秩父まで開通したことは市街地の拡大を促した。この結果、宮側町から北側にも市街地が拡大し、ほぼ現在の秩父市中心街に相当する市街が形成された³⁷⁾。大正12年(1923)には秩父セメントが進出し、武甲山の石灰岩を利用してセメント生産を始め³⁸⁾、市街地がさらに拡大した。

IV 秩父大宮における他国商人の経営展開 — 矢尾家を事例として —

1) 明治前期までの矢尾家の経営

近世中・後期以降、秩父大宮の商業活動を推進した一つの要因として、矢尾家に代表される他国商人の参入が考えられる。以下に矢尾家の秩父大宮における商業活動の特徴を述べることにする。

矢尾家は寛延2年(1749)に野上(現、長瀬町)の日野屋太郎左衛門から「暖簾分け」をしてもらい、秩父大宮に酒造店を開いた。矢尾家は、他の近江商人と同様に、店の経営に関しては現地の支配人に任せ、主人は年に1回、近江より秩父を訪れ、

経営の監督、帳簿の監査などを行った³⁹⁾。また、奉公人は近江国、とくに同郷である蒲生郡と隣接する神崎郡・犬上郡からの出身者が多かった。ただし、酒造に関しては越後の杜氏を雇ったほか、秩父盆地をはじめ関東各地から奉公人を雇庸したこともあった。天保6年(1834)の奉公人は近江国出身者が16名、越後から1名で、このほかは下吉田・上野上・下影森といった秩父盆地の中や、寄居・本庄などから6名、そして下野国から1名の合計24名であった⁴⁰⁾。

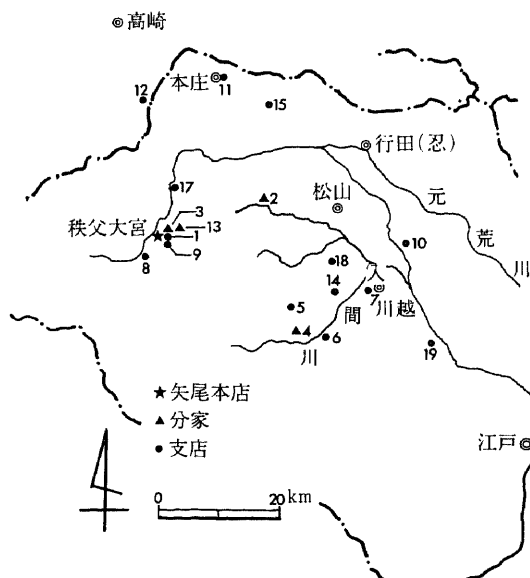
矢尾家は、酒造だけでなく萬商・質屋など様々な部門に商業活動を拡大していった。寛延2年の創業当時、すでに酒の他に穀類・塩・茶・煙草・そうめん・鰯節・水油・びん付油・いわう(硫黄か)・炭・俵・半紙・広紙・笠・雪駄などが扱われていた。また質屋も安永8年(1779)には「質物高改帳」がみられ、矢尾家の主要な経営部門の一つになっていた。

同時に矢尾家は、宝暦8年(1758)に同じ秩父大宮に酒の卸・小売り店を出したのを最初に、各地に支店を出店していった。支店が盛んに設けられ

たのは文政期から明治初年までであり、親族分家を含めて19軒の支店が設けられた(第3図)。支店の多くは小川や飯能から川越・志木、さらには江戸に至るルート上に分布しており、秩父大宮が小川・飯能・川越などにつながりが強かったことを示している。

分家は米穀・薪炭の取引や呉服・太物を扱うことが多かったが、支店の多くは酒造を中心としていた。酒造を行う場合、各地で酒造株と酒造蔵を借り受けた⁴¹⁾。分家は資本面で矢尾家から独立していたが、そのほかの支店は矢尾家から資金の融通をうけ、矢尾家から派遣された支配人が経営を担当していた。矢尾家は各支店に酒造株の借入金や酒蔵の賃貸料を出資したほか、毎年の酒造に必要な資金の出資も行っていた。このうち、毎年の酒造資金については、決算書に近い性格を持つ「押切勘定帳」を各支店から提出させ、資金の回収を行った。支店の中には他の商人と出資金を分担する「乗合」店もあったが、いずれの場合も矢尾家がかなりの資金を出資していた。

矢尾家が文政期以降、支店を出店した背景には、



開設年次	閉鎖年次	所在地	営業内容
1. 宝暦8年(1758)	不明	秩父郡大宮郷	酒卸・小売
2. 宝暦10年(1760)	不明	比企郡小川町	酒造・小間物
3. 寛政8年(1796)	文化4年	秩父郡大宮郷	酒造店
4. 文化4年(1807)	明治18年	入間郡飯能	太物・荒物
5. 文化8年(1811)	明治20年代	高麗郡榎木	酒造店
6. 文政10年(1827)	明治20年代	入間郡黒須	酒造店
7. 文政11年(1828)	明治25年	入間郡小ヶ谷	酒造店
8. 文政13年(1830)	明治20年代	秩父郡上田野	酒造店
9. 天保3年(1832)	明治21年	秩父郡大宮郷	酒造店
10. 天保7年(1836)	明治20年代	足立郡川田谷	酒造店
11. 天保12年(1841)	明治20年代	大里郡糺ノ森	酒造店
12. 安政6年(1859)	不明	緑野郡神田	-
13. 万延1年(1860)	昭和40年代	秩父郡大宮郷	酒造・太物・荒物
14. 万延1年(1860)	明治20年代	入間郡笠幡	酒造店
15. 文久4年(1864)	明治20年代	榛沢郡深谷	酒造店、
16. 慶応1年(1865)	昭和20年	東京通油町	(織物販売)
17. 明治13年(1880)	現存	秩父郡皆野	呉服・太物・荒物
18. 年不詳	不明	入間郡坂戸	-
19. 年不詳	不明	新座郡志木	-

第3図 近世～近代初期における矢尾家の分家・支店
(『温故集録』より作成)

酒造だけでなく質・絹買継・見世⁴²⁾の複数の部門の経営を行い、秩父盆地を拠点として、江戸方面への商権の拡大を志向していたものと考えられる。第4表は文政13年(1830)の矢尾家の勘定を部門別に示したものである。仕入額の面では見世、すなわち米穀や小間物、荒物といったさまざまな生活必需品の額が大きく、つぎに絹の仕入額が大きい。一方、収益額を比較すると酒造の335両と質利の156両が大きく、見世や絹買継は仕入額に比較して利潤は少ない⁴³⁾。さらに質による利益は利息分の54両と質流れ分の69両が挙げられ、直接は合計できないが、古手からの利益も質と関連していると考えられるので、質を通じての利潤は、およそ319両ほどになる。少なくとも文政期から天保期にかけては、酒造と質屋の経営は利益率が高く、矢尾家の資本蓄積を進めたものと考えられ、これが、この時期の支店展開を支えていた。

第4表 文政13年における矢尾家の主要勘定

部門	仕入れ金額(両)	収益(両)
見世	4,465	96
絹	2,569	52
古手	1,397	40
酒	814	335
質(質利)	—	156
(利息)	—	54
(流質)	—	69

(『温故集録』より作成)

明治初期には、矢尾家は絹買継に関しては、生絹だけでなく、さまざまな柄物も扱うようになった。明治4年(1871)における矢尾家の絹買継の内訳をみると、生絹・生太織・太織縞・横麻・染出しが扱われていたが、染出しが219疋(482両)で、取扱量の約70%を占めていた。逆に秩父絹と呼ばれた生絹は74疋(32両1分1朱)で、全体の23%程しか扱われていない。これは秩父大宮で取引されていた絹が、すでに生絹から柄物の絹に推移しつつあったことを示している。

矢尾家は幕末開港以降にも支店を拡大したが、明治13年(1880)の皆野支店の設置を最後に支店の展開を行わなくなった。そして、明治20年代前半を中心に各地の支店を整理した(第3図参照)。この結果、矢尾家の支店は皆野支店と東京支店だけが残った。このうち皆野支店は、酒造店ではなく、見世を中心とした新しい形態の支店であった。また東京支店は明治前期、秩父絹や秩父銘仙を東京に売り込む業務を担当した。

支店の整理が行われた明治20年代の矢尾家の経営を示すものとして、明治22年(1889)の矢尾家の店卸帳から作成したのが第5表である。依然として仕入額の面では見世が大きく、酒造仕込金がこれに次いでいる。質は質物と流質物に分けられるが、合わせると酒造仕込額を越え10,089円65銭になる。仕入額ではこの3部門が大きく、醤油醸造・古手の部門はこれらに比べると小額であり、米・絹は勘定が計上されていない。収益を比較すると、

第5表 明治22年における矢尾家の主要勘定

部門	仕入金額	利益
質物部	質物 6,924円91銭	189円07銭(利息)・129円76銭(質利)
	流質物 3,164円74銭	260円16銭(流質利)
見世部	34,452円46銭	1,293円26銭(見世利)
酒之部	9,611円71銭	664円84銭(酒利)
醤油部	242円08銭	△43円29銭(醤油利・損金)
古手部	246円83銭	57円03銭(古手利)
米之部	—	—
絹方部	—	—

(明治22年矢尾家店卸付帳より作成)

注) △は赤字を示す。

近世期には大きな利潤をあげていた酒造・質はそれほど大きくない。とくに質は利息や流質分を合わせても579円62銭であり、店の利潤1,293円26銭の半分にも及ばない。酒造も同様であり、明治20年代には矢尾家の経営の中で酒造・質が占める地位が低下していたことが指摘できる。

明治20年代に各地の支店を整理した背景には、幕末から明治10年代に矢尾家の経営が圧迫されたことが挙げられる。慶応元年(1865)に米価の高騰などが原因で本店での酒造を休業したほか、各地の支店にも酒造の不振が続いた。さらに明治10年代になると、米価の高騰や酒税の設置により酒造による利潤は低下した。また絹市の衰退も影響を与えたと考えられる。とくに質屋部門の地位の低下と関連して、それまで有力な資金の融資先であった絹買継商が転廃業したことも影響していたと考えられる。質屋に代わって銀行などの金融機関が整備されたことも指摘できよう。明治20年代、矢尾家は各地の支店に投資していた資本を引き上げ、本店の資本強化に努めた。

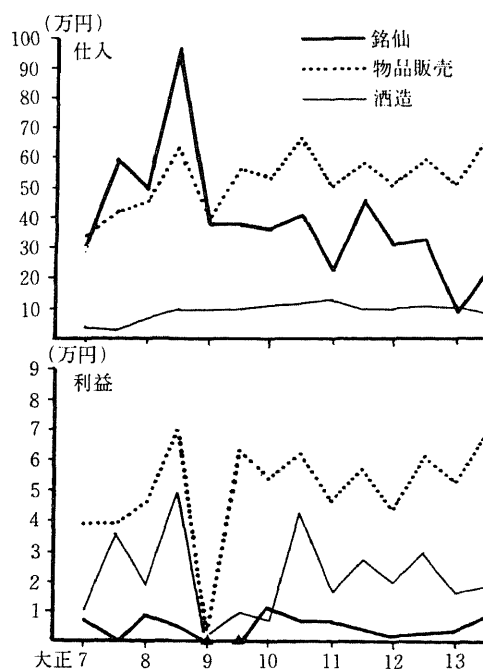
2) 明治後期から大正期までの矢尾商店の経営

矢尾家は明治44年(1911)にそれまでの個人経営の商店から合名会社に改組した。合名会社矢尾商店は登記上、物品販売・塩販売・売薬・肥料販売・秩父絹織物買継・酒類製造・金銭貸付の7部門からなっていたが、実際には物品販売業の中に塩・薬品・肥料が含まれるので、従来の見世・酒造・質・絹買継からなる経営形態には大きな変化はなかった。

しかし、合名会社登記時の「資本金割御届」⁴⁴⁾によれば、資本金20万円のうち、物品販売業が本店で10万円、皆野支店で4万円が計上されており、全体の70%と大きな比重を占めていた。物品販売業の中でこれまでほとんど確認できなかったものに、肥料販売がある。明治44年の登記申請書類の控えには肥料販売業者免許を矢尾喜兵衛から矢尾商店に変更する旨が記されている。矢尾商店が取引を行っていた肥料元売業者は関東酸曹・多木久米次郎・大日本人造肥料の3業者であり、おもに

清国産の大豆・大豆粕と過磷酸を主体とした人造肥料を扱っていた。その後、取引する肥料元売業者の数は増加し、扱う肥料の種類も清国産の菜種粕や硫酸、蛹粕などが含まれるようになった。こうした肥料は桑園に利用されたものであり、秩父盆地における養蚕業の発展に矢尾商店が呼応していたことがわかる。また、化学染料などの取り扱いもみられ、秩父銘仙の染料も扱っていたことがうかがえる。

大正期になると質屋部門の営業が縮小され、大正7年(1918)に廃止された。質屋部門の資本金は物品販売と銘仙買継に振り分けられ、矢尾商店はいっそう小売業に経営の軸をおくようになった。第4図は質屋部門が廃止された大正7年から大正13年(1924)までの物品販売・酒造・銘仙買継の各部門の仕入額と収益の推移を示したものである。仕入額の面では物品販売と秩父銘仙が大きく、とくに秩父銘仙の額は、大正7年下期から大正8年下期までは、物品販売業を上回っていた。しかし



第4図 大正期における矢尾商店の主要勘定の推移
(矢尾商店各期営業報告書より作成)
注) △は赤字(欠損)を示す。

し、第一次世界大戦後の反動恐慌が起きた大正9年(1920)には矢尾家の秩父銘仙の仕入額は大きく減少し、収益も同年の上期・下期を通じて赤字であった。逆に、収益の面では物品販売が占める割合が高くなった。酒造も収益のかかなりの割合を占めていた。銘仙部門は仕入額に対して収益が少なかった。秩父銘仙の収益が少なかった理由は、銘仙取引に対する手数料が価格の2～3%であったため、相当数の製品を扱わないと十分な収益を得ることが困難であったからである⁴⁵⁾。明治後期から、秩父大宮における銘仙買継商が矢尾家や大森家・柿原家など数軒に限られた背景の一つには、銘仙買継商に必要な資本の有無が大きく作用していたと考えられる。

大正期は秩父銘仙が好景気を迎えた時期であり、銘仙工場が秩父大宮をはじめ、各地に設立された。秩父銘仙の多くは東京・大阪・京都・名古屋といった大都市のほか、北海道などにも出荷された。製品の種類も着尺地である縞・緋のほか夜具地や風呂敷地などがあった。このため、秩父銘仙は東京や大阪などの大都市の消費動向に大きく左右されるようになった。矢尾商店でも大正13年(1924)に店舗の改築を行い、現在の百貨店形式に近い販売方法をとるようになった。

このように矢尾家は、明治期から大正期を通じて、秩父大宮をめぐる商品流通の変化に対応しつつ、経営の主軸となる部門を変化させてきた。同時に、近江商人としての特徴はあまり変化させずに引き継いでいた。とくに従業員に関しては、依然として矢尾家の出身地である滋賀県蒲生郡日野町を中心に、滋賀県の蒲生郡・甲賀郡・神崎郡・犬上郡から丁稚奉公の形で募集していた。たとえば、大正6年(1917)の時点で社員として給与を受けていたのは50名であったが、滋賀県出身者は44名で、このうち蒲生郡出身者は38名、甲賀郡が3名、犬上郡が2名、神崎郡が1名であった。残りは新潟県刈羽郡が3名、同県東頸城郡が2名、地元の埼玉県秩父郡からは下吉田村出身が1名だけであった。このうち新潟県出身者は、杜氏であり酒造部に関わっていた(第6表)⁴⁶⁾。さらにこの

第6表 大正6年矢尾商店社員の出身地分布

出身地	人数
滋賀県	
蒲生郡	38 (13)
甲賀郡	3 (1)
犬上郡	2 (0)
神崎郡	1 (0)
(小計)	44 (14)
新潟県	
刈羽郡	3 (0)
東頸城郡	2 (0)
(小計)	5 (0)
埼玉県	
秩父郡	1 (1)
(合計)	50 (15)

(大正6年矢尾商店給与表より作成)

注)括弧内は重役の人数

なかで、重役待遇を受けていた者は15名確認できるが、13名が蒲生郡出身者、残りは甲賀郡から1名、秩父郡から1名であった⁴⁷⁾。大正期になっても矢尾商店の経営は滋賀県出身者だけで運営されていた。矢尾商店が滋賀県出身者を中心に経営陣・社員を構成したのは、縁故関係から安定した労働力の確保が可能であったことや、同じ郷里であることから商売上の機密保持、社員間の連帯性など、いくつかの利点があったからと考えられる⁴⁸⁾。

V むすびにかえて

本報告では、近世から開かれた市の変質や、特産品である絹・銘仙の取引に関わった商家の変遷など通して、秩父大宮の都市形成と、そこに展開した商業活動の変容を明らかにした。また、他国商人の一事例として矢尾家を取りあげ、秩父大宮の変化の質的な側面や、その要因を解明するための予察を試みた。結果は次のようにまとめられる。

秩父大宮の町の成立については、史料上の制約から明らかにできなかったが、秩父神社に残る棟札や元禄期以降の町絵図・「由緒書」などから、秩父大宮には本町を中心とした町と上町がそれぞれ異なる経緯で成立し、それが近世以降、本・中・上の3町にまとめられた可能性が高いことがわかった。近世期にはこの3町に市が開かれた。市

には1・6の日に開かれた六斎市と妙見社の祭礼時に開かれた祭市があった。六斎市は市日によって、本・中・上の3町に均等に市場割が行われた。市の配分を行ったのは、名主や割役であり、彼らが市の主導権を持っていた。

近世中期を過ぎると、秩父大宮の商業活動は、市を中心に活発化し、従来の市の枠組み以外のところでも商取引が行われようになった。これは江戸や京都を中心として商品流通の機構が変化したことや、近江商人などの他国商人が秩父大宮に参入したからである。この動きが顕著に表れたのが絹市であった。絹取引を中心に商業活動が多様化するにつれて、絹商や酒屋といった同業種ごとの仲間が結成され、市の主導権も、それまでの名主・割役から商人に移った。近世末には秩父大宮の商業活動の専門化・分業化が進んでいた。

幕末開港にともなって生糸や蚕種が輸出されるようになると、秩父大宮でも糸市が立てられた。一方で、生糸の高騰によって周辺地区での絹織物の生産が衰退し、秩父大宮での取引も衰退した。絹市の衰退をうけて、明治初年から20年頃までに、秩父大宮では絹買継商を中心に商家層の異動があった。明治20年代以降、従来の太織をもとにした秩父銘仙の生産・取引が盛んになり、秩父大宮の商業活動を支えた。明治30年代にはいと、現在の中心市街地には銘仙買継商をはじめ、多種多様な業種の商家が店を構えていた。さらに大正期以降は、銘仙工場の進出や鉄道の開通によって市街が拡大した。

秩父大宮の都市形成とその変容は、商業機能の変遷に注目すれば、近世中期以降の絹取引を中心に、江戸の商人とつながりを強め、他国商人が秩父大宮に参集したことが大きな要因であったと考えられる。また、秩父大宮の商家が、明治中期に絹から銘仙に主力商品を転換しえたことも、その後の秩父大宮の変容に影響を与えた。

このような秩父大宮の変容に、近世期に多く参集した他国商人は、どのような影響を与えたのであろうか。近江商人の系譜を引く矢尾家の経営展開について分析した。矢尾家の経営は酒造を中心

に質・萬商・絹買継と多岐に渡ったが、なかでも酒造と質は明治初期まで、矢尾家の経営を支えた。また、矢尾家は近世中・後期に、秩父盆地のみならず関東平野中西部や江戸に多くの支店を出していった。支店の多くは、多くの近江系商店がそうであるように、秩父から番頭や支配人を派遣し、本店が経営を統括する形態をとった。このような支店輩出の形態は、経営不振の際に支店の整理という形で本店の経営を強化することが可能であり、矢尾家の場合も明治前期に多くの支店を整理していった。

一般に、地方都市における商家の支店展開は、分家・別家といった本家の財産分与を伴う場合が多く、経営環境の変化に対する迅速な合理的対応が困難で、本店の経営維持にさえ影響を与えることもある。そしてそれが商業都市の発展を抑制する大きな要因になる可能性が指摘できる⁴⁹⁾。

そのような意味において、矢尾家に代表される秩父大宮の他国商人の合理的な対応は、秩父大宮の都市形成や近代移行期の変容に影響を与えていたことが予想される。しかし、それが近江商人の系譜を引く矢尾家の属性に起因するものなのか、秩父大宮の地域性に求められるものなのかは、本稿では明らかにしえなかった。

今後、他国商人の系譜を引く、現存する商家の経営展開を詳細に検討し、商人を媒介とした外的インパクトや、その動向を都市の変容と関連させて意義づけていくことが、秩父大宮の変容や、その要因の一側面を解明する重要なアプローチとなろう。

付 記

現地調査の際には秩父市立図書館副館長の千鳥壽氏からご教示をいただくとともに、図書館所蔵の資料閲覧や調査の便宜をはかっていただきました。秩父神社、矢尾百貨店、秩父商栄組合には、所蔵の文書を閲覧させていただき、たいへんお世話になりました。また商店街の皆様には御多忙中でありながら聞き取り調査にご協力頂きました。さらに関根家文書の所在に関しまして、秩父市宮側町の作美陽一氏

にご教示を頂きました。上記して御礼申し上げます。

本稿の作成にあたって、現地調査と資料の収集・整理に筑波大学人文学類の渡辺真由美、奥江展久、山本秀和、笹沼睦男、進藤友恵、福田和昭、同人間学類の権田恭子の各氏のご協力を頂きました。ここに深く感謝します。なお、現地調査にあたっては、平成5年度文部省科学研究費一般研究(C)『秩父地域における景観形成の諸特徴』(研究代表者：石井英也、課題番号05680121)の一部を使用しました。

注および参考文献

- 1) 秩父大宮は慣用的な呼称であり、現在の秩父市の中心市街を指すことが多い。秩父市の中心街は北側から宮側町・本町・中町・上町の4つの行政地区に分けられており、このうち本町・中町・上町の3地区が近世の市街の範囲とほぼ一致する。
- 2) 秩父市誌編集委員会(1962)：『秩父市誌』、秩父市、1245ページ。
- 3) 筆者のひとり河野は、行政機関の配置や鉄道駅の開設が、近代移行期の中心地の中心性を上昇させる大きな要因となることを明らかにしている。河野敬一(1990)：明治期以降の長野盆地における中心地システムの変容、地理学評論、63A、1～28。
- 4) 近世の大宮郷の範囲は以下の通り。上町、中町、本町、前村、押堀、中村、近戸、上平、熊木、野坂、日野田、宮地、上之台、神門、柿沢、齊戸、阿保、大畑、永田、柳田、金室、桜木。なお、大宮郷は寛文4年以降忍藩領になり、忍藩秩父領の村々からなる大宮郷組合村の元村とされ、上町東裏に忍藩の陣屋が設けられていた。秩父市立図書館蔵、松本家文書、「御用日記」(以下、特にことわらない限り該当年月日の同文書、「御用日記」による)。
- 5) 秩父神社所蔵。該棟札については、浅見武史(1992)：「解説秩父神社(七)」、『柞乃社 第7号』、秩父神社、3ページに詳しい。
- 6) 松本家文書、題欠(天保5年松本宗左衛門写)。以下、「元禄絵図」と略記する。
- 7) 割役を勤める家は享保～元文年間(1716～1741)以降、新井・高野・松本・久保の四家が世襲した。それ以前には浅見・新舟・原・高橋家も割役を勤めていた。
- 8) 秩父市立図書館所蔵稿本、関根家文書、表題欠(以下、「由緒書」と略記する)。なお、「妙見十騎之士」には、本文に挙げた6家の他に、雨宮、根岸(以上、武田信玄の流人)、川田、市川、また、「十二役人内」として原・横田の姓がみえる。
- 9) 千嶋壽は、割役名主級の町人の先祖について、経済的機能を認められていた郷村都市大宮の町人衆と推定している。千嶋壽(1981)：『秩父大祭－歴史と信仰と－』、埼玉新聞社、197～205。
- 10) 松本家文書、「諸用集」。
- 11) 秩父市立図書館蔵、高野家文書、「酒御改日記」(元禄10年)。
- 12) 埼玉県史編纂委員会編(1988)：『新編埼玉県史通史編第3巻』、埼玉県、678ページ。秩父盆地内には大宮のほかに、本野上(2・7)・贄川(2・7)・下吉田(3・8)・大野原(4・9)・上小鹿野(5・10)に六斎市が立てられていたが、贄川・大野原市は近世中期までに消滅した。
- 13) 「秩父祭市絹売買商人訴訟乍恐返答書ヲ以奉申上候」(文化5年)、稲村坦元編(1929)：『埼玉叢書 第5巻』、1971年復刻、国書刊行会、277～281。
- 14) 横麻は、絹糸を経とし麻紡糸を緯として産出した袴地である(埼玉新聞社編(1979)：『秩父地方史研究必携Ⅱ 近世』、埼玉新聞社、188ページ)。
- 15) 高野家文書、「御公用控帳」(宝永6年)によると、秩父領の村々では梨が生産されていた。定峰村(現、秩父市定峰)もその一つであるが、同所では現在ではわずかに山梨が確認できる。梨は後述する香具師が扱う商品でもあった。秩父市立図書館寄託、秩父商栄組合文書、「郡中諸商人議定之事」(安政3年)。
- 16) この時期の史料から直接確認できないが、天明元年に肴商人が「庭」の営業権を無視して別の「庭」に見世をたてた記事の中に、肴見世を出すべき「庭」の権利を有する名主高野縫右衛門が旧来のように戻すべきとする主張があり、それを本来の「庭」の態様とみなした。この「庭」は、小鹿野町の市の「座」と同様に、営業権を意味していたと考えられる。小鹿野町の市の「座」については、つぎの論考が挙げられる。岡村 治・川崎俊郎(1991)：西秩父における町形成と商業の展開－近世・近代の小鹿野町を事例として－、歴史地理学調査報告、5、1～29。
- 17) 前掲2)、349～352。史料引用中括弧内筆者注(以下同様)。
- 18) 定使は、本来、領家・預所の命をうけて在荘の下司・公文などを指揮して荘園の管理・経営にあたる荘官の一つであったが、近世期には書状伝達・触れ歩きのほか雑用を行う公職として、町・村に置かれた。大宮郷の場合、定使は割役・名主により任じられ、市の差配などを行っていた。
- 19) 高野家文書。
- 20) 前掲2)、839ページ。
- 21) 三井文庫編(1980)：『三井事業史 本篇第1巻』、

- 三井文庫, 432~460. ほか.
- 22) 主要な先行研究は当該期の市について以下のように評価している。①絹大市の取引高, 絹織商人の活動に見られる通り市の機能は退化していった。前掲2), 355ページ。②林玲子は, 特産物生産地帯の市は集荷組織の強化されていく中で都市の間屋と結びつくことによって初めて存続しうるような性格のものであったとする。林玲子(1967):『江戸間屋仲間の研究—幕藩体制下の都市商業資本—』, 御茶の水書房に集約。③伊藤好一は, 全面的な商品流通の深化により地方市場が中央市場に結合するにあたって商品の集荷機能が整備される際に在方市は衰退, あるいは江戸向商品の集荷市への変質をとげるとし, 大宮の市は後者の事例として検討を行っている。伊藤好一(1967):『近世在方市の構造』, 隣人社。
 - 23) 前掲2), 361ページ。
 - 24) 高野家文書,『御用日記』。ここでは文化7年2月仰付の触書より引用。
 - 25) ①八木橋伸浩(1986): 秩父郡内における近世後期の香具師集団, 地方史研究協議会編『内陸の生活と文化』, 雄山閣, 248~278。②八木橋伸浩・堀口太郎(1986): 秩父の見世割, 網野善彦他編『日本民俗文化大系 第14巻』, 小学館, 676~678。③八木橋伸浩(1989): 近世後期の香具師集団—秩父商栄組合(埼玉県秩父市)所蔵文書から—, 常民文化, 12, 成城大学大学院, 1~42。
 - 26) 秩父商栄組合文書。
 - 27) 埼玉県蚕糸業協会編(1962):『埼玉県蚕糸業史』453ページ。
 - 28) 前掲2), 841~846に記載されている「武蔵野国秩父郡大宮郷戸籍より(商工業関係者抜粋)」を元に作成した。この大宮郷戸籍は明治5年の壬申戸籍より以前のものであり, 作成主体などは確認できない。明治3年の時点で大宮郷の総世帯数は773世帯であった。
 - 29) 正確には「他所為稼来住」者のすべてが, 他国・他所商人から構成されていたとはいえない。しかし, あきらかに他国商人と判断される者も, 「他所為稼来住」者に含まれていることから, ここでは「他所為稼来住」者を他国・他所商人とみなした。
 - 30) 明治4年の「三峰山道中記図絵」(佐倉市教育委員会(1978):『佐倉文庫第四集三峰山道中記図絵』より)には, 佐倉の吉田徳兵衛ら7名が, 秩父大宮の井上茂十郎方に三峰山に登る前と, 参詣後に投宿したことが記されている。とくに下山後の投宿では, 「御山祝い」と称して宴を張ったことが述べられ, 秩父大宮での娯楽・遊興も三峰山参詣にともなって盛んに行われていたことが窺える。
 - 31) 秩父大宮に近い定峰村では近世から木炭の生産が盛んであり, 明治期にも秩父大宮の新炭問屋に出荷していた記録がある。
 - 32) 前掲27), 447ページ。
 - 33) 前掲27), 442ページほか。
 - 34) 大森家と柿原家は, 近世期, 忍藩の御用達となり, 大宮陣屋の財政にも深く関与していた。前掲27), 448ページほか。
 - 35) 明治20年代以降, 秩父大宮を中心に秩父盆地で生産された玉糸や撚糸を原料とする柄物の絹織物を秩父銘仙と総称した。
 - 36) 聞き取りによれば, 上町のうち, 現在の浦和地方裁判所秩父支部より南側に機屋が多く, 明治期から大正期に創業を始めたところが多いという。現在ではその多くが廃業しており, 一部の織物工場だけが残っている。
 - 37) 現在の宮側町は秩父鉄道の秩父駅を中心に区画整理が行われている。区画整理が行われる以前は, 宮側町の街路は本町などよりも狭く, 市街地としては中心の業務地区から外れていた。
 - 38) 平成5年(1993)に小野田セメントと合併し現在の社名は秩父小野田セメントである。
 - 39) 矢尾家の当主は代々13~14歳で秩父大宮の矢尾に勤め, 結婚を機に近江に戻り, 主人として年に一度秩父を訪れることが多かったようである。矢尾新之助編(1972):『温故集録』, 98ページ。
 - 40) 前掲39), 25~26。
 - 41) 矢尾家は支店での酒造を行うにあたって, 必要に応じて杜氏の手配も行っていた。近世の例ではないが, 明治17年(1884)に児玉郡の倉林太郎兵衛方に中頸城郡の金子留吉を酒造人として紹介し, その保証人に矢尾利兵衛になっている。
 - 42) ここでいう見世は店舗としての意味ではなく, 現在の小売・卸売部門を指している。
 - 43) 質を中心とした金銭貸付業に投下された資金の総額が判明しないので, 正確な利潤率は計算できない。
 - 44) 矢尾百貨店所蔵文書, 「明治四拾参年 公用書類之控」。
 - 45) 商工省(1926):『内地重要商品取引事情(其一)』(1979復刻, 『近代日本商品流通史資料第13巻』, 日本経済評論社)。
 - 46) ここに集計されているのは給与を受けていた従業員だけであり, いわば幹部社員というべき存在である。そのためこの中には, 丁稚奉公として入っていた者や, 酒造だけにかかわった蔵人などは集計されていないと考えられる。
 - 47) 大正3年から6年にかけての重役会議録に氏名の記載がある者を重役待遇とした。

- 48) 聞き取りによれば、社員を滋賀県から補充するやり方は、琵琶湖周辺に電子工場などが進出し、滋賀県での労働力事情が大きく変化した昭和40年代まで続いた。現在では、秩父出身者を中心に採用している。
- 49) 河野敬一(1993)：地方商業都市における商家同族団の地域的展開と変質－長野県小諸の柳田茂十郎商店を事例として－，文部省科学研究費(総合A)報告書『日本近代化の地域的展開に関する基礎的研究』，63～85。